

平成23年11月16日

放送受信契約の未契約事業所に対する訴訟予告通知と窓口変更通知の発送について

本日、事業所6件（東京都2件、静岡県3件、福岡県1件）に対して、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を実施する旨の予告通知を発送いたしました。

また、事業所1件（新潟県）に対して、担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更する旨の通知を送付しました。

【これまでの対応】

- ・NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起することとしています。
- ・9月20日、現場で丁寧な対応を重ねても契約を結んでいただけない事業所3件（東京都2件、埼玉県1件）について、10月13日には事業所4件（静岡県3件、福岡県1件）について、それぞれ担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更し、さらに対応を重ねてきました。
- ・その結果、1件（埼玉県）については契約に応じて頂きましたが、どうしてもご理解を頂けない6件について、今回、訴訟予告に至りました。
- ・また、新潟県の事業所1件については、これまで営業現場で丁寧に対応してきましたが、これ以上対応を重ねても自発的に契約していただくことは困難と判断し、今回、最終的な民事訴訟も視野に入れて、窓口変更の通知に至りました。

今後、どうしても放送受信契約の締結に応じていただけない場合は、受信料の公平負担の徹底のため、やむを得ず民事訴訟を提起いたします。

※未契約の「事業所」については、平成20年6月以降、これまでに3件（東京都、埼玉県、千葉県）の訴訟予告通知を行い、それでも契約いただけなかった2件について民事訴訟を提起しました。いずれもその後円満に受信契約を締結し、訴えを取り下げています。